

# 青森県報

第二千二百九十六号

平成十六年  
三月三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 公印の調製及び廃止……………(総務学事課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二
- 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……二

### 公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……四
- 右……………(同) ……四
- 右……………(同) ……五
- 右……………(同) ……五
- 右……………(同) ……五
- 右……………(同) ……五
- 右……………(同) ……六
- 右……………(同) ……六
- 右……………(同) ……六
- 右……………(同) ……七
- 公共下水道の事業計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……七
- 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……七
- 右……………(同) ……八
- 出先機関……………(農林水産所) ……八
- 土地改良事業の工事の完了……………(同) ……八

## 公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(企画課) ……八

正 誤

平成十六年一月二十六日定例告示中……………(林政課) ……九

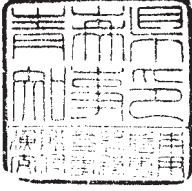

## 告 示

### 青森県告示第百三十四号

平成十六年二月十六日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十六年二月十七日同表の下欄に掲げる公印を調製したため、青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)第十一条の規定により告示する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
青森県知事印(漁船登録・謄本交付事務専用)	青森県知事印(漁船登録・謄本交付事務専用)
	

### 青森県告示第百三十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等		所在地	診療科目	年指月日定
	名	称			
櫻田 純人	十和田市立中央病院		十和田市西十二番町一四の八	整形外科(肢体不自由)	平成一六・三・一
吉町 文暢	弘前大学医学部附属病院		弘前市大字本町五三	第二内科(心臓機能障害)	"
畑山 亨	畑山医院		弘前市大字石川字春仕内九七の一	内科、循環器科(心臓機能障害)	"
和田 勝雄	五所川原市立西北中央病院		五所川原市字布屋町四一	第二内科(心臓機能障害)	"
猪久保 洋一	むつ総合病院		むつ市小川町一丁目二の八	内科(心臓機能障害)	"

青森県告示第百三十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	三	西津軽郡車力村	平成一六・三・一六

青森県告示第百三十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定により、平成十六年二月二十四日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定

により告示する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の三七から一四〇の一八に至る地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十二年一月二十九日付け青森県指令第三〇七号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・五五メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一七に設置された蓬田漁港原点から

八二度二〇分一七・一五メートルの地点

の地点 から三五二度〇二分八五・〇四メートルの地点

の地点 から八三度三五分一六四・三〇メートルの地点

の地点 から一七三度三五分八五・〇〇メートルの地点

面積

一三、八六八・四一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の二九から一四〇の一八に至る地先公有水面

2 区域

水

面

区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とエの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一七に設置された蓬田漁港原点から八二度二〇分一七・一五メートルの地点

イの地点 アの地点から三五二度〇二分九〇・三四メートルの地点

ウの地点 イの地点から八三度三五分一七二・二四メートルの地点

エの地点 ウの地点から一七三度三五分九〇・三〇メートルの地点

3 面積

一五、四四四・三五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年二月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 M E G O

三 代表者の氏名

神島 俊治

四 主たる事務所の所在地

五所川原市大字姥范字桜木二七六の一

五 定款に記載された目的

この法人は、五所川原市及びその周辺地域に存在する知的障害者（児）に対し、地域生活支援に関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉サービスを提供することによって、誰もが平等に住みよい社会を目指すことを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡下田町字中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二

代表取締役 横田稔弘

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の四一 代表取締役 前田勝敏	削除	平成一六・三・一〇

四 届出年月日

平成十六年二月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十六年三月三日から同年七月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年七月三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーラタウン・アオモリウエストモール A・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社宝来商事

青森市奥野一丁目三の二二

代表取締役 高森邦夫

2 株式会社ナリタ

青森市桜川六丁目二の四

代表取締役 成田勝雄

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年三月三日から同年四月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カフセンター 神田店

弘前市大字神田三丁目二の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年三月三日から同年四月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ピアドウ

八戸市沼館四丁目七の一一二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の一一二

代表取締役 飛岡博明

2 福田道路株式会社

新潟県新潟市川岸町一丁目五三の一

代表取締役 三浦克彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年三月三日から同年四月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコシティ黒石

黒石市大字中川字花岡二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表執行役 岡田元也

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十六年三月三日から同年四月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ジャスコシテイ藤崎

南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表執行役 岡田元也

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び藤崎町役場

2 期間

平成十六年三月三日から同年四月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡下田町字中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二

代表取締役社長 横田稔弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十六年三月三日から同年四月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア大間店（新設）

下北郡大間町大字大間字奥戸上町一九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び大間町役場

2 期間



平成十六年三月三日から同年四月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア大間店（変更）

下北郡大間町大字大間字奥戸上町一九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び大間町役場

2 期間

平成十六年三月三日から同年四月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

公共下水道の事業計画の変更案の縦覧

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の規定により、十和田湖特

定環境保全公共下水道事業計画を変更したので、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）第三条の規定により公示し、次のとおり十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画の変更案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る工事の完成の予定年月日

平成二十二年三月三十一日

二 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、十和田県土整備事務所企画整備課、十和田湖町生活環境整備課

三 縦覧期間

平成十六年三月三日から同月十六日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

~~~~~

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 サンケン

二 氏名 関口 紘司

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字松館字籠田三七の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第三〇〇一〇五号

五 取消年月日 平成十六年二月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、左官、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、

内装仕上、熱絶縁、建具工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成十六年二月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 椴澤工務店
- 二 氏名 椴澤 茂雄
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡名川町大字下名久井字鍛冶長根三七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一六九六九号
- 五 取消年月日 平成十六年二月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十六年二月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良事業の工事業の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事業が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年三月三日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

|       |                              |          |
|-------|------------------------------|----------|
| 地区名   | 県営土地改良事業の名称                  | 工事業完了年月日 |
| 剣 吉   | ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業） | 平成一五・六三〇 |
| 熊 原 川 | 防災ダム事業                       | 一五・八二九   |
| 笹ノ沢   | 水質保全対策事業                     | 一五・三二〇   |
| 三 川 目 | ため池等整備事業（用排水施設整備）            | 一五・一一五   |

### 公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三日

青森県公安委員会委員長 榑 引 利 貞

青森県公安委員会規則第一号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第一中

|      |                   |
|------|-------------------|
| 新城交番 | 青森市大字新城字平岡一七四番地三五 |
|------|-------------------|



を

新城交番  
つくだ交番

青森市大字新城字平岡一七四番地三五  
青森市南佃二丁目一番一号

に改める。

別表第一中

後潟警察官駐在所

鶴ヶ坂警察官駐在所  
久栗坂警察官駐在所  
松森警察官駐在所

青森市大字六枚橋字磯打二五番地  
青森市大字鶴ヶ坂字川合九一番地  
青森市大字久栗坂字浜田八六〇番地  
青森市松森二丁目一三番七号

を

後潟警察官駐在所

青森市大字六枚橋字磯打二五番地

に

清水川警察官駐在所

東津軽郡平内町大字清水川字道巢一八番  
地二二

桜川警察官駐在所

青森市桜川三丁目九番一号

を

清水川警察官駐在所

東津軽郡平内町大字清水川字道巢一八番  
地二二

に改める。

附 則

この規則は、平成十六年三月五日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中鶴ヶ坂警察官駐在所及び久栗坂警察官駐在所に係る部分は平成十六年三月三十一日から施行する。

正

誤

林 政 課

|                     |               |           |               |       |   |
|---------------------|---------------|-----------|---------------|-------|---|
| 平成十六年三月三日<br>第二二八〇号 | 発行年月日<br>発行番号 | 区分<br>番 号 | ページ<br>段 行    | 字置笠山一 | 誤 |
| 告示<br>第三九号          |               |           | 二<br>上 一<br>四 | 字置笠山一 | 正 |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭